

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第26号

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則
(佐賀県行政組織規則の一部改正)

第1条 佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(分課等) 第3条の3 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。 (1)・(2) 略 (3) 地域交流部 ア 略 イ <u>国際課</u> ウ～オ 略 (4) 県民環境部 ア～エ 略 オ <u>環境課</u> カ 略 キ <u>有明海再生・自然環境課</u> ク 略 (5)～(8) 略 2 局の下に、それぞれ次の課を置く。 (1)・(2) 略 (3) SAGA2024・SSP推進局	(分課等) 第3条の3 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。 (1)・(2) 略 (3) 地域交流部 ア 略 イ <u>多文化共生さが推進課</u> ウ～オ 略 (4) 県民環境部 ア～エ 略 オ <u>脱炭素社会推進課</u> カ 略 キ <u>有明海再生・環境課</u> ク 略 (5)～(8) 略 2 局の下に、それぞれ次の課を置く。 (1)・(2) 略 (3) SAGA2024・SSP推進局

改正前	改正後
<p>ア スポーツ課 イ <u>SAGAサンライズパーク整備推進課</u></p> <p>(4) 略 (政策部各課の分掌事務)</p> <p>第5条 政策部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 広報広聴課 ア・イ 略</p> <p>(総務部各課の分掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略 (4) 税政課 ア 略</p> <p>イ～オ 略 (5)～(7) 略 (地域交流部各課の分掌事務)</p> <p>第8条 地域交流部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略 (2) <u>国際課</u> ア～オ 略 (3)～(5) 略</p>	<p>スポーツ課</p> <p>(4) 略 (政策部各課の分掌事務)</p> <p>第5条 政策部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 広報広聴課 ア・イ 略 <u>ウ フィルムコミッションに関すること。</u></p> <p>(総務部各課の分掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略 (4) 税政課 ア 略 <u>イ ふるさと納税に関すること（他課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u></p> <p>ウ～カ 略 (5)～(7) 略 (地域交流部各課の分掌事務)</p> <p>第8条 地域交流部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略 (2) <u>多文化共生さが推進課</u> ア～オ 略 (3)～(5) 略</p>

改正前	改正後
<p>(地域交流部文化・観光局各課の分掌事務)</p> <p>第9条 地域交流部文化・観光局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文化課 ア～エ 略 オ <u>フィルムコミッションに関すること。</u> カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(地域交流部SAGA2024・SSP推進局各課の分掌事務)</p> <p>第9条の2 地域交流部SAGA2024・SSP推進局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>スポーツ課</u> ア 略 イ <u>スポーツ施設に関すること(SAGAサンライズパーク整備推進課の分掌する事務に関する部分を除く。)</u> ウ 略</p> <p>(2) <u>SAGAサンライズパーク整備推進課</u> <u>スポーツ施設の整備等に関すること。</u> (県民環境部各課の分掌事務)</p> <p>第10条 県民環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県民協働課 ア～ウ 略 エ <u>ユニバーサルデザインの推進に関すること。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(地域交流部文化・観光局各課の分掌事務)</p> <p>第9条 地域交流部文化・観光局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文化課 ア～エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(地域交流部SAGA2024・SSP推進局<u>スポーツ課</u>の分掌事務)</p> <p>第9条の2 地域交流部SAGA2024・SSP推進局<u>スポーツ課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>スポーツ施設に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(県民環境部各課の分掌事務)</p> <p>第10条 県民環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県民協働課 ア～ウ 略 エ <u>さがすたいるの推進に関すること。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>

改正前	改正後
<p>(5) <u>環境課</u></p> <p><u>ア 環境の保全と創造に関する施策の推進及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>イ 環境教育等の促進に関すること。</u></p> <p><u>ウ 公害の調査、防止措置及び規制に関すること。</u></p> <p><u>エ 公害に係る紛争処理に関すること。</u></p> <p><u>オ 環境影響評価に関すること。</u></p> <p>カ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>有明海再生・自然環境課</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(健康福祉部各課の分掌事務)</p> <p>第11条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 健康福祉政策課</p> <p>ア～ソ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(5) <u>脱炭素社会推進課</u></p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 環境教育等の促進に関すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>有明海再生・環境課</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 環境の保全と創造に関する施策の推進及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>カ 公害の調査、防止措置及び規制に関すること。</u></p> <p><u>キ 公害に係る紛争処理に関すること。</u></p> <p><u>ク 環境影響評価に関すること。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(健康福祉部各課の分掌事務)</p> <p>第11条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 健康福祉政策課</p> <p>ア～ソ 略</p> <p><u>タ 熱中症の予防に関すること（他課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>

改正前	改正後
<p>(4) 薬務課 ア～エ 略 オ <u>大麻の取締りに関すること。</u> カ～サ 略</p> <p>(5)～(8) 略 (産業労働部各課の分掌事務)</p> <p>第13条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略 (2) ものづくり産業課 ア～カ 略 キ <u>コスメティック構想の推進に関すること。</u></p> <p>(3)～(5) 略 (農林水産部各課の分掌事務)</p> <p>第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農政企画課 ア・イ 略 ウ <u>中山間地域の農業の振興に関すること（他課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u></p> <p>(2) 生産者支援課 ア～オ 略 カ <u>農林水産業に係る人権啓発に関すること。</u></p>	<p>(4) 薬務課 ア～エ 略 オ <u>大麻草の栽培の規制に関すること。</u> カ～サ 略</p> <p>(5)～(8) 略 (産業労働部各課の分掌事務)</p> <p>第13条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略 (2) ものづくり産業課 ア～カ 略 キ <u>コスメティック産業の推進に関すること。</u></p> <p>(3)～(5) 略 (農林水産部各課の分掌事務)</p> <p>第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農政企画課 ア・イ 略 ウ <u>農地法に基づく許可等に関すること（他課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u> エ <u>農地等の利用調整に関すること。</u> オ <u>農業振興地域の整備に関すること。</u></p> <p>(2) 生産者支援課 ア～オ 略</p>

改正前	改正後
<p>キ～ケ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 農山村課</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 農地法に基づく許可等に関する事</u> <u>務に関する部分を除く。</u></p> <p><u>ウ 農地等の利用調整に関する事</u> <u>務。</u></p> <p><u>エ 農業振興地域の整備に関する事</u> <u>務。</u></p> <p><u>オ 農村整備に関する企画立案及び連絡調整に関する事</u> <u>務。</u></p> <p>カ 略</p> <p><u>キ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事</u> <u>務に関する部分を除く。</u></p> <p><u>ク 中山間ふるさと・水と土保全対策事業に関する事</u> <u>務。</u></p> <p>ケ 略</p> <p><u>コ 干拓事業に関する事</u> <u>務。</u></p> <p><u>サ 農地及び農業用施設の防災事業に関する事</u> <u>務。</u></p> <p><u>シ 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事</u> <u>務。</u></p> <p><u>ス 防災ダムの維持管理事業に関する事</u> <u>務。</u></p>	<p>カ～ク 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 農山村課</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 農業農村整備に関する調査、企画立案及び連絡調整に関する事</u> <u>務。</u></p> <p>ウ 略</p> <p><u>エ 農地、農業水利施設の管理体制に関する事</u> <u>務。</u></p> <p><u>オ 土地改良法に基づく土地改良事業の指導、認可、同意及び決定に関する事</u> <u>務。</u></p> <p><u>カ 土地改良法に基づく団体の指導監督に関する事</u> <u>務。</u></p> <p><u>キ 中山間地域の農業の振興に関する事</u> <u>務に関する部分を除く。</u></p> <p>ク 略</p>

改正前	改正後
<p><u>セ 特定鉱害復旧事業等に関すること。</u></p> <p><u>ソ 海岸の管理に関すること（農林水産省所管の部分に限る。）。</u></p> <p><u>タ 海岸保全事業に関すること（農林水産省所管の部分に限る。）。</u></p> <p><u>チ 海岸の災害復旧に関すること（農林水産省所管の部分に限る。）。</u></p> <p>(7) 農地整備課</p> <p>ア 土地改良法に基づく土地改良事業の指導、認可、同意及び決定に関すること。</p> <p><u>イ 土地改良法に基づく団体の指導監督に関すること。</u></p> <p><u>ウ 国及び県が所有する土地改良財産（海岸保全施設を除く。）の管理に関すること（農山村課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u></p> <p>エ～キ 略</p> <p><u>ク 農地等対価の徴収及び農地の登記に関すること。</u></p> <p><u>ケ 開拓、入植、増反等に関すること。</u></p> <p><u>コ 農業生産基盤整備に関する企画立案及び連絡調整に関すること。</u></p>	<p><u>ケ 農地及び農業用施設を活用した流域治水に関すること。</u></p> <p><u>コ ため池及びクリークにかかる事業に関すること。</u></p> <p><u>サ 国営事業（筑後川下流地域に限る。）の推進に関すること。</u></p> <p><u>シ 国営事業（筑後川下流地域に限る。）関連県営事業に関すること。</u></p> <p><u>ス 土地改良施設の維持管理事業（筑後川下流地域の国営事業関連施設に限る。）に関すること。</u></p> <p>(7) 農地整備課</p> <p>ア 土地改良法に基づく土地改良事業の指導、認可、同意及び決定に関すること <u>（農山村課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u></p> <p><u>イ 国及び県が所有する土地改良財産の管理に関すること。</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p><u>キ 農業生産基盤整備等に関する調査、企画立案及び連絡調整に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p> <u>サ 土地改良施設の維持管理事業に関すること。</u> <u>シ 土地改良施設の突発事故被害の復旧に関すること。</u> <u>ス さが農業農村振興整備事業に関すること。</u> <u>セ 圃場整備事業に関すること。</u> <u>ソ 農用地開発事業及び開拓地整備事業に関すること。</u> <u>タ 土地改良総合整備事業に関すること。</u> <u>チ かんがい排水事業に関すること。</u> <u>ツ 畑地帯総合整備事業に関すること。</u> <u>テ 農道整備事業に関すること。</u> <u>ト 国営事業の推進に関すること。</u> <u>ナ 農村地域の総合整備事業に関すること。</u> </p> <p>(8)・(9) 略 (10) 水産課</p>	<p> <u>ク 農業生産基盤整備に係る事業に関すること（農山村課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u> <u>ケ 農村生活環境整備に係る事業に関すること。</u> <u>コ 農地及び農業用施設の防災事業に関すること（農山村課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u> <u>サ 干拓事業に関すること。</u> <u>シ 農地海岸の管理に関すること。</u> <u>ス 農地海岸保全事業に関すること。</u> <u>セ 農地海岸の災害復旧に関すること。</u> <u>ソ 土地改良施設の維持管理事業に関すること（農山村課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u> </p> <p> <u>タ 国営事業（筑後川下流地域以外）の推進に関すること。</u> <u>チ 農地、農業用施設及び農地海岸の災害復旧に関すること。</u> <u>ツ 特定鉦害復旧事業等に関すること。</u> </p> <p>(8)・(9) 略 (10) 水産課</p>

改正前	改正後
<p>ア～ウ 略</p> <p>エ～ソ 略 (県土整備部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第15条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建設・技術課 ア～エ 略</p> <p>オ・カ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) まちづくり課 ア～ケ 略</p> <p><u>コ 盛土に関する事(他課の分掌する事務に関する部分を除く。)</u></p> <p>(7) 下水道課 ア <u>公共下水道</u>に関する事。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 浄化槽に関する事。</p> <p>オ 略</p>	<p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 海岸の管理に関する事(水産庁所管の部分に限る。)</u></p> <p><u>オ 海岸保全事業に関する事(水産庁所管の部分に限る。)</u></p> <p><u>カ 海岸の災害復旧に関する事(水産庁所管の部分に限る。)</u></p> <p>キ～ツ 略 (県土整備部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第15条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建設・技術課 ア～エ 略</p> <p><u>オ 盛土に関する事(他課の分掌する事務に関する部分を除く。)</u></p> <p>カ・キ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) まちづくり課 ア～ケ 略</p> <p>(7) 下水道課 ア <u>下水道</u>に関する事。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 浄化槽に関する事 <u>(他課の分掌する事務に関する部分を除く。)</u></p> <p>オ 略</p>

改正前	改正後				
<p>(8) 略</p> <p>(9) 河川砂防課</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 公有水面の埋立てに関する事（<u>港湾課及び農山村課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>カ～ス 略</p> <p>セ 海岸の管理に関する事（<u>港湾課及び農山村課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>ソ 海岸保全事業に関する事（<u>港湾課及び農山村課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>タ 海岸の災害復旧に関する事（<u>港湾課及び農山村課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>（部の主管課等）</p> <p>第18条 部の総括的事務並びに部内各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、各部の課等のうちから部の主管課等を次のように定める。</p> <p>(1) 政策部 <u>部の分掌事務に係る政策の企画を推進する第23条第2項に規定する政策企画監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u></p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>（室）</p> <p>第19条 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。</p>	<p>(8) 略</p> <p>(9) 河川砂防課</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 公有水面の埋立てに関する事（<u>港湾課、農山村課及び水産課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>カ～ス 略</p> <p>セ 海岸の管理に関する事（<u>港湾課、農山村課及び水産課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>ソ 海岸保全事業に関する事（<u>港湾課、農山村課及び水産課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>タ 海岸の災害復旧に関する事（<u>港湾課、農山村課及び水産課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>（部の主管課等）</p> <p>第18条 部の総括的事務並びに部内各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、各部の課等のうちから部の主管課等を次のように定める。</p> <p>(1) 政策部 第23条第2項に規定する政策企画監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する<u>第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u></p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>（室）</p> <p>第19条 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">課</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">室</td> </tr> </table>	課	室	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">課</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">室</td> </tr> </table>	課	室
課	室				
課	室				

改正前		改正後	
略		略	
スポーツ課	競技力向上推進室	スポーツ課	競技力向上推進室
			<u>S S P 施設環境推進室</u>
くらしの安全安心課	略	くらしの安全安心課	略
略		略	
ものづくり産業課	<u>コスメティック構想推進室</u>	ものづくり産業課	<u>コスメティック産業推進室</u>
建築住宅課	略	<u>道路課</u>	<u>道路安全推進室</u>
		建築住宅課	略
略		略	
<p>2 室の分掌事務は、それぞれの室が属する課の分掌事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>(11) <u>コスメティック構想推進室</u> <u>コスメティック構想</u>の推進に関すること。</p> <p>(12)・(13) 略 (職制)</p>		<p>2 室の分掌事務は、それぞれの室が属する課の分掌事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>S S P 施設環境推進室</u> <u>スポーツ施設に関すること。</u></p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(12) <u>コスメティック産業推進室</u> <u>コスメティック産業</u>の推進に関すること。</p> <p>(13) <u>道路安全推進室</u> <u>ア 道路の維持に関すること。</u> <u>イ 道路の交通安全に関すること。</u> <u>ウ 市町道に関すること。</u></p> <p>(14)・(15) 略 (職制)</p>	

改正前	改正後				
<p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 政策部に政策統括監を、総務部に情報統括監を、健康福祉部に医療統括監を置くことができる。</p> <p>4～10 略</p> <p>11 略</p> <p>第22条 部に副部長を置くことができる。</p> <p>2 政策部に政策総括監及びさがデザイン総括監を、総務部に税政総括監を、産業労働部に<u>産業DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監及び企業立地総括監</u>を置くことができる。</p> <p>3 局に副局長を置くことができる。</p> <p>4 <u>地域交流部SAGA2024・SSP推進局にSSP総括監及びスポーツ総括監を置くことができる。</u></p>	<p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 政策部に政策統括監を、総務部に情報統括監を、健康福祉部に医療統括監を、<u>産業労働部に企業立地統括監</u>を置くことができる。</p> <p>4～10 略</p> <p>11 <u>企業立地統括監は、上司の命を受けて、企業立地の促進に関する事務を掌理する。</u></p> <p>12 略</p> <p>第22条 部に副部長を、<u>局に副局長</u>を置くことができる。</p> <p>2 政策部に政策総括監及びさがデザイン総括監を、総務部に税政総括監を、<u>県民環境部に脱炭素社会推進総括監を、産業労働部に企業立地総括監を、SAGA2024・SSP推進局にスポーツ総括監</u>を置くことができる。</p> <p>3 <u>産業労働部に産業DX・スタートアップ総括監及び再生可能エネルギー総括監を、SAGA2024・SSP推進局にSSP総括監</u>を置くことができる。</p> <p>4 <u>前3項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務を行うものとし、部長又は局長が不在のときは、その職務を代行する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 1257 2022 1378"> <tr> <td data-bbox="1160 1257 1458 1337">副部長</td> <td data-bbox="1458 1257 2022 1337"><u>部の分掌事務を整理し、部長が特に命ずる事務を掌理する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1337 1458 1378">副局長</td> <td data-bbox="1458 1337 2022 1378"><u>局の分掌事務を整理し、局長が特に命ず</u></td> </tr> </table>	副部長	<u>部の分掌事務を整理し、部長が特に命ずる事務を掌理する。</u>	副局長	<u>局の分掌事務を整理し、局長が特に命ず</u>
副部長	<u>部の分掌事務を整理し、部長が特に命ずる事務を掌理する。</u>				
副局長	<u>局の分掌事務を整理し、局長が特に命ず</u>				

改正前	改正後	
		る事務を掌理する。
	<u>政策総括監</u>	知事が特に命ずる事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	<u>さがデザイン総括監</u>	さがデザイン施策の推進に関する事務に関して知事が特に命ずる事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	<u>税政総括監</u>	税の施策に関する事務を掌理する。
	<u>脱炭素社会推進総括監</u>	脱炭素社会の推進に関する事務を掌理する。
	<u>企業立地総括監</u>	企業立地の促進に関する事務を掌理する。
	<u>スポーツ総括監</u>	スポーツの振興に関する事務に関してSAGA2024・SSP推進局長が特に命ずる事務を掌理する。
	<u>産業DX・スタートアップ総括監</u>	産業DX及びスタートアップの促進に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	<u>再生可能エネルギー総括監</u>	再生可能エネルギー導入の促進等の産業GXに関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	<u>SSP総括監</u>	SSP構想に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
<p>5 副部長は、部長を助けるとともに、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 部の分掌事務を整理し、部長不在のときは、その職務を代行</p>	<p>5 第1項から第3項までに規定する職にある者のうち部長が指定する者は、前項の表の右欄に掲げる職務のほか、部内の危機管理に関する事務を総括する。</p>	

改正前	改正後
<p>する。</p> <p>(2) <u>上司の命を受けて、部長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、部長が指定する副部長は、部内の危機管理に関する事務を総括する。</u></p> <p>6 <u>政策総括監は、上司の命を受けて、知事が特に命ずる事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p>7 <u>さがデザイン総括監は、上司の命を受けて、さがデザイン施策推進に関する事務に関して知事が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>8 <u>税政総括監は、上司の命を受けて、税の施策に関する事務を掌理する。</u></p> <p>9 <u>産業DX・スタートアップ総括監は、上司の命を受けて、産業DX及びスタートアップの促進に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p>10 <u>再生可能エネルギー総括監は、上司の命を受けて、再生可能エネルギー導入の促進等の産業GXに関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p>11 <u>企業立地総括監は、上司の命を受けて、企業立地の促進に関する事務を掌理する。</u></p> <p>12 <u>副局長は、局長を助けるとともに、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p>(1) <u>局の分掌事務を整理し、局長不在のときは、その職務を代行する。</u></p> <p>(2) <u>上司の命を受けて、局長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>13 <u>SSP総括監は、上司の命を受けて、SSP構想に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p>14 <u>スポーツ総括監は、上司の命を受けて、スポーツの振興に関する事務に関してSAGA2024・SSP推進局長が特に命ずる事</u></p>	

改正前	改正後																		
<p><u>務を掌理する。</u></p> <p>第23条 略</p> <p>2 部及び局に政策企画監を、政策部にさがデザイン企画監を置くことができる。</p> <p>3 <u>地域交流部文化・観光局及びSAGA2024・SSP推進局並びに産業労働部に推進監又はリーダーを置くことができる。</u></p> <p>4 <u>農林水産部に家畜防疫対策企画監を置くことができる。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 <u>第1項から第4項までに規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <table border="1" data-bbox="232 821 1093 1110"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推進監又はリーダー</td> <td>部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の推進に関する事務</td> </tr> <tr> <td>家畜防疫対策企画監</td> <td>家畜防疫対策に関して部長が特に命ずる事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 <u>第5項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理する。</u></p> <table border="1" data-bbox="232 1286 1093 1329"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> </table>	略		推進監又はリーダー	部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の推進に関する事務	家畜防疫対策企画監	家畜防疫対策に関して部長が特に命ずる事務	略		<p>第23条 略</p> <p>2 部及び局に政策企画監を、政策部にさがデザイン企画監を、<u>地域交流部及び産業労働部に推進監を、農林水産部に家畜防疫対策企画監を、SAGA2024・SSP推進局に推進監及びリーダーを置くことができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第1項及び第2項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1158 821 2018 1110"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推進監</td> <td>部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の推進に関する事務</td> </tr> <tr> <td>家畜防疫対策企画監</td> <td>家畜防疫対策に関して部長が特に命ずる事務</td> </tr> <tr> <td>リーダー</td> <td><u>局の分掌事務に係る政策及び企画の推進に関する事務</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 <u>第3項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理し、第1項に規定する職が不在のときは、その職務を代行する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1158 1286 2018 1329"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> </table>	略		推進監	部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の推進に関する事務	家畜防疫対策企画監	家畜防疫対策に関して部長が特に命ずる事務	リーダー	<u>局の分掌事務に係る政策及び企画の推進に関する事務</u>	略	
略																			
推進監又はリーダー	部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の推進に関する事務																		
家畜防疫対策企画監	家畜防疫対策に関して部長が特に命ずる事務																		
略																			
略																			
推進監	部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の推進に関する事務																		
家畜防疫対策企画監	家畜防疫対策に関して部長が特に命ずる事務																		
リーダー	<u>局の分掌事務に係る政策及び企画の推進に関する事務</u>																		
略																			
<p>第24条 略</p>	<p>第24条 略</p>																		

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 社会福祉課に副監査監を置くことができる。</p> <p>4 <u>課及び入札・検査センターに副技術監及び副検査監を置くことができる。</u></p> <p>5 <u>副課長は、課長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</u> <u>(1) 課の分掌事務を整理し、課長不在のときは、その職務を代行する。</u> <u>(2) 上司の命を受けて、課長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>6 <u>副センター長は、センター長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</u> <u>(1) センターの分掌事務を整理し、センター長不在のときは、その職務を代行する。</u> <u>(2) 上司の命を受けて、センター長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>7 <u>副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</u> <u>(1) 室の分掌事務を整理し、室長不在のときは、その職務を代行する。</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 <u>課及びセンター並びに室に副技術監及び副検査監を、社会福祉課に副監査監を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>課及びセンター並びに室に調整主幹、副主幹及び主幹を置くことができる。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第2項に規定する職にある者は、課長、センター長又は室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</u> <u>(1) 課若しくはセンター又は室の分掌事務を整理し、課長、センター長又は室長が不在のときは、その職務を代行する。</u> <u>(2) 上司の命を受けて、課長、センター長又は室長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p>

改正前	改正後						
<p>(2) <u>上司の命を受けて、室長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>8 <u>企画主幹は、上司の命を受けて、課長、センター長又は室長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>9 <u>副監査監は、上司の命を受けて、社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事務の一部を掌理する。</u></p> <p>10 <u>副技術監は、上司の命を受けて、課及び入札・検査センターの分掌事務のうち、課長又はセンター長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>11 <u>副検査監は、上司の命を受けて、工事の検査及び工事の管理指導に関する事務の一部を掌理する。</u></p> <p>第26条 略</p>	<p>6 <u>第3項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 515 2018 842"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 515 1458 639">副技術監</td> <td data-bbox="1458 515 2018 639">課若しくはセンター又は室の分掌事務のうち、課長若しくはセンター長又は室長が特に命ずる事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 639 1458 719">副検査監</td> <td data-bbox="1458 639 2018 719">工事の検査及び工事の管理指導に関する事務の一部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 719 1458 842">副監査監</td> <td data-bbox="1458 719 2018 842">社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事務の一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 <u>第4項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、課及びセンター並びに室の分掌事務の一部を処理する。</u></p> <p>第26条 略</p> <p>第27条 <u>部及び局に、政策総括監、さがデザイン総括監、産業DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監及びSSP総括</u></p>	副技術監	課若しくはセンター又は室の分掌事務のうち、課長若しくはセンター長又は室長が特に命ずる事務	副検査監	工事の検査及び工事の管理指導に関する事務の一部	副監査監	社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事務の一部
副技術監	課若しくはセンター又は室の分掌事務のうち、課長若しくはセンター長又は室長が特に命ずる事務						
副検査監	工事の検査及び工事の管理指導に関する事務の一部						
副監査監	社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事務の一部						

改正前	改正後
	<p><u>監並びに政策企画監、さがデザイン企画監、推進監、家畜防疫対策企画監及びリーダーを補佐するため、参事及び技術監、副課長、企画主幹、副技術監、調整主幹、副主幹及び主幹並びに係長を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の職のうち政策部に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</u></p> <p><u>(1) 県政運営の基本方針に関すること。</u></p> <p><u>(2) 県の重要施策の企画立案及びその推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 政策評価に関すること。</u></p> <p><u>(4) 県政システムに関すること。</u></p> <p><u>(5) 佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。</u></p> <p><u>(6) 他県等との連携に係る企画及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(7) 県議会との連絡に関すること。</u></p> <p><u>(8) S A G A 2 0 2 4における行幸啓等の皇室に関すること。</u></p> <p><u>(9) 交流人口の拡大に資する公の施設等（佐賀県少年自然の家、21世紀県民の森、波戸岬海浜公園、人工海浜公園、佐賀県港湾管理条例（昭和47年佐賀県条例第36号）第10条第1項に規定する運動場及び九年庵をいう。）に関すること。</u></p> <p><u>(10) その他特命事務に関すること。</u></p> <p><u>3 第1項の職のうち地域交流部に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、国際政策の企画立案及びその推進に関する事務を処理する。</u></p> <p><u>4 第1項の職のうちS A G A 2 0 2 4・S S P推進局に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</u></p> <p><u>(1) S S P構想に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>第27条 地域交流部SAGA2024・SSP推進局に、SAGA2024・SSP推進局長、SSP総括監、推進監及びリーダーを補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</u></p> <p><u>(1) SSP構想に関すること。</u></p> <p><u>(2) スポーツ産業の振興に関すること。</u></p> <p><u>(3) スポーツに係る施策の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(4) MICEの誘致及び開催に関すること。</u></p> <p><u>(5) SAGA2024に関すること。</u></p> <p><u>第27条の2 政策部に、政策部長、政策統括監、政策総括監、さがデザイン総括監、政策企画監及びさがデザイン企画監を補佐するた</u></p>	<p><u>(2) スポーツ産業の振興に関すること。</u></p> <p><u>(3) スポーツに係る施策の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(4) MICEの誘致及び開催に関すること。</u></p> <p><u>(5) SAGA2024に関すること。</u></p> <p><u>5 第1項の職のうち産業労働部に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</u></p> <p><u>(1) 産業DX及びスタートアップに係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 産業GXに係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー政策の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(4) 新エネルギー等関連産業の研究開発支援及び集積に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>め、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務を処理する。</u></p> <p><u>(1) 県政運営の基本方針に関すること。</u></p> <p><u>(2) 県の重要施策の企画立案及びその推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 政策評価に関すること。</u></p> <p><u>(4) 県政システムに関すること。</u></p> <p><u>(5) 佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。</u></p> <p><u>(6) 他県等との連携に係る企画及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(7) 県議会との連絡に関すること。</u></p> <p><u>(8) S A G A 2 0 2 4 における行幸啓等の皇室に関すること。</u></p> <p><u>(9) その他特命事務に関すること。</u></p> <p>第27条の3 <u>産業労働部に、部長、産業D X・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監又は推進監を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務を処理する。</u></p> <p><u>(1) 産業D X及びスタートアップに係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 産業G Xに係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー政策の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(4) 新エネルギー等関連産業の研究開発支援及び集積に関すること。</u></p>	

改正前	改正後																
<p><u>第27条の4</u> 地域交流部文化・観光局に、リーダーを補佐するため、<u>参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</u></p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、<u>交流人口の拡大に資する公の施設等（佐賀県少年自然の家、21世紀県民の森、波戸岬海浜公園、人工海浜公園、佐賀県港湾管理条例（昭和47年佐賀県条例第36号）第10条第1項に規定する運動場及び九年庵をいう。）に関する事務</u>を処理する。</p> <p><u>第27条の5</u> 前4条に規定するもののほか、部又は局に、部長又は局長及び政策企画監を補佐するため、<u>参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</u></p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、<u>部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の推進等に関する事務の一部</u>を処理する。</p> <p>別表（第20条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所管する部</th> <th style="text-align: center;">現地機関の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康福祉部</td> <td>略 療育支援センター <u>九千部学園</u> 知的障害者更生相談所 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管する部	現地機関の名称	略		健康福祉部	略 療育支援センター <u>九千部学園</u> 知的障害者更生相談所 略	略		<p>別表（第20条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所管する部</th> <th style="text-align: center;">現地機関の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康福祉部</td> <td>略 療育支援センター 知的障害者更生相談所 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管する部	現地機関の名称	略		健康福祉部	略 療育支援センター 知的障害者更生相談所 略	略	
所管する部	現地機関の名称																
略																	
健康福祉部	略 療育支援センター <u>九千部学園</u> 知的障害者更生相談所 略																
略																	
所管する部	現地機関の名称																
略																	
健康福祉部	略 療育支援センター 知的障害者更生相談所 略																
略																	

（職の設置に関する規則の一部改正）

第2条 職の設置に関する規則（昭和31年佐賀県規則第69号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表</p> <p>主幹、主任主査、主査、社会福祉主事、福祉主幹、福祉副主幹、身体障害者福祉司、児童福祉司、医療監視員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、麻薬取締員、薬事監視員、漁業監督吏員、小作主事、道路監理員、建築主事、建築監視員、住宅監理員、主任職業訓練指導員、職業訓練指導員、知的障害者福祉司、主任教官、消防教官、隊員、専門職業指導員、主任職業指導員、職業指導員、誘致企業永続支援員、永続事業推進員、連携国リエゾンスタッフ、統括福祉専任監、主席福祉専任監、福祉専任監、統括用地専任監、主席用地専任監、用地専任監、統括税務専任監、主席税務専任監、税務専任監、統括会計・監査専任監、主席会計・監査専任監、会計・監査専任監、主事、査察指導員、専門児童指導員、主任児童指導員、児童指導員、専門児童自立支援専門員、主任児童自立支援専門員、児童自立支援専門員、専門児童生活支援員、主任児童生活支援員、児童生活支援員、主任生活指導員、生活指導員、専門心理判定員、特別心理判定員、心理判定員、技師、食品衛生監視員、医師、歯科医師、専門薬剤師、主任薬剤師、薬剤師、主任獣医師、獣医師、主任診療放射線技師、診療放射線技師、主任歯科衛生士、歯科衛生士、主任保健師、保健師、主任助産師、助産師、主任看護師、看護師、主任栄養士、栄養士、栄養指導員、と畜検査員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、主任専門技術員、専門技術員、水産業改良普及員、船長、機関長、航海士、機関士、農業改良研究員、農業改良普及員、生活改良普及員、森林害虫防除員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、主任臨床検査技師、臨床検査技師、主任理学療法士、理学療法士、主任作業療法士、作業療法士、主任言語聴覚士、言語聴覚士、専門研究員、特別研究員、研究員、林業改良指導員、主任准看護師、准看護師、主任運転技</p>	<p>別表</p> <p><u>調整主幹（佐賀県行政組織規則第24条第4項又は第27条第1項の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務の一部を処理する職及びにこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。）</u>、副主幹、主幹、主任主査、主査、社会福祉主事、福祉主幹、福祉副主幹、身体障害者福祉司、児童福祉司、医療監視員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、麻薬取締員、薬事監視員、漁業監督吏員、小作主事、道路監理員、建築主事、建築監視員、住宅監理員、主任職業訓練指導員、職業訓練指導員、知的障害者福祉司、主任教官、消防教官、隊員、専門職業指導員、主任職業指導員、職業指導員、誘致企業永続支援員、永続事業推進員、連携国リエゾンスタッフ、統括福祉専任監、主席福祉専任監、福祉専任監、統括用地専任監、主席用地専任監、用地専任監、統括税務専任監、主席税務専任監、税務専任監、統括会計・監査専任監、主席会計・監査専任監、会計・監査専任監、主事、査察指導員、専門児童指導員、主任児童指導員、児童指導員、専門児童自立支援専門員、主任児童自立支援専門員、児童自立支援専門員、専門児童生活支援員、主任児童生活支援員、児童生活支援員、主任生活指導員、生活指導員、専門心理判定員、特別心理判定員、心理判定員、技師、食品衛生監視員、医師、歯科医師、専門薬剤師、主任薬剤師、薬剤師、主任獣医師、獣医師、主任診療放射線技師、診療放射線技師、主任歯科衛生士、歯科衛生士、主任保健師、保健師、主任助産師、助産師、主任看護師、看護師、主任栄養士、栄養士、栄養指導員、と畜検査員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、主任専門技術員、専門技術員、水産業改良普及員、船長、機関長、航海士、機関士、農業改良研究員、農業改良普及員、生活改良普及員、森林害虫防除員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、主任臨床検査</p>

改正前	改正後
術員、副主任運転技術員、運転技術員、主任船舶技術員、副主任船舶技術員、船舶技術員、主任汽かん技術員、副主任汽かん技術員、汽かん技術員、主任技能技術員、副主任技能技術員、技能技術員、主任電話交換手、副主任電話交換手、電話交換手、主任調理員、副主任調理員、調理員、主任農業技術員、副主任農業技術員、農業技術員、主任道路補修員、副主任道路補修員、道路補修員、主任行政技術員、副主任行政技術員、行政技術員、主任守衛、副主任守衛、守衛、主任港湾巡視員、副主任港湾巡視員、港湾巡視員、主任業務技術員、副主任業務技術員、業務技術員、主任技術員、副主任技術員、技術員、社会教育主事、学芸員、学芸員補、文化財保護主事、会計年度任用職員	技師、臨床検査技師、主任理学療法士、理学療法士、主任作業療法士、作業療法士、主任言語聴覚士、言語聴覚士、専門研究員、特別研究員、研究員、林業改良指導員、主任准看護師、准看護師、主任運転技術員、副主任運転技術員、運転技術員、主任船舶技術員、副主任船舶技術員、船舶技術員、主任汽かん技術員、副主任汽かん技術員、汽かん技術員、主任技能技術員、副主任技能技術員、技能技術員、主任電話交換手、副主任電話交換手、電話交換手、主任調理員、副主任調理員、調理員、主任農業技術員、副主任農業技術員、農業技術員、主任道路補修員、副主任道路補修員、道路補修員、主任行政技術員、副主任行政技術員、行政技術員、主任守衛、副主任守衛、守衛、主任港湾巡視員、副主任港湾巡視員、港湾巡視員、主任業務技術員、副主任業務技術員、業務技術員、主任技術員、副主任技術員、技術員、社会教育主事、学芸員、学芸員補、文化財保護主事、会計年度任用職員

(佐賀県公有財産規則の一部改正)

第3条 佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 課等 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第19条第1項に規定する室、組織規則第22条第2項に規定する政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 課等 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第19条第1項に規定する室、組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者（政策部にあつては政策企画監のうちから、SAGA

改正前	改正後
<p>監」という。)又は組織規則第23条第2項に規定する政策企画監のうちから知事が指定する職員(以下この号において単に「政策企画監」という。)及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第22条第4項に規定するSSP総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定するリーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第22条第2項に規定する産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、佐賀県教育委員会事務局組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。)第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課、教育組織規則第9条第2項に規定する推進監並びに当該推進監が指揮監督する教育組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第9条第2項に規定するリーダー並びに当該リーダーが指揮監督する教育組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第5条第1項に規定する室、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2</p>	<p>2024・SSP推進局にあってはリーダーのうちから知事が指定する者に限る。)及びその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、佐賀県教育委員会事務局組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。)第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課、教育組織規則第9条第2項に規定する職にある者及びその者が指揮監督する教育組織規則第15条の2第1項及び第2項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第5条第1項に規定する室、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第7号に規定するかいをいう。</p>

改正前	改正後
<p>条第7号に規定するかいをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>(4)～(8) 略</p>

(佐賀県財務規則の一部改正)

第4条 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。）第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、組織規則第22条第2項に規定する<u>政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号及び次号において単に「政策総括監」という。）又は組織規則第23条第2項に規定する政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号及び次号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第22条第4項に規定するSSP総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該SSP総括監又は推進監が</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。）第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者（政策部にあつては政策企画監のうちから、SAGA2024・SSP推進局にあつてはリーダーのうちから知事が指定する者に限る。）及びその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第9条第2項に規定する職にある者及びその者が指揮監督する教育組織規則第15条の2第1項及び第2項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p>

改正前	改正後
<p><u>指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定するリーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第22条第2項に規定する産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第9条第2項に規定する推進監（以下この号及び次号において「教育委員会事務局の推進監」という。）並びに当該教育委員会事務局の推進監が指揮監督する教育組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育組織規則第9条第2項に規定するリーダー（以下この号及び次号において「教育委員会事務局のリーダー」という。）並びに当該教育委員会事務局のリーダーが指揮監督する教育組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(4) 本庁等の各課の長 <u>政策総括監、産業DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監、SSP総括監、政策企画監、推進監、リーダー、組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第3項に規定する課及びセンターの長、教育組織規則第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課の長、教育委員会事務局の推進監、教育委員会事務局のリーダー、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。</u></p>	<p>(4) 本庁等の各課の長 <u>組織規則第27条第1項に規定する職にある者を指揮監督する組織規則第22条第3項及び第23条第2項に規定する職（政策部にあつては政策企画監のうちから、SAGA2024・SSP推進局にあつてはリーダーのうちから知事が指定する者に限る。）</u>、組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第3項に規定する課及びセンターの長、教育組織規則第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課の長、<u>教育組織規則第9条第2項に規定する職、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会</u></p>

改正前	改正後
<p>(5) <u>室長</u> 組織規則第19条第1項及び教育組織規則第5条第1項に規定する室（以下「室」という。）の長をいう。</p> <p>(6) <u>本庁等の各課の副課長</u> 組織規則第24条第1項及び第2項、<u>第27条第1項、第27条の2第1項、第27条の3第1項、第27条の4第1項及び第27条の5第1項</u>に規定する副課長、副センター長、副室長及び企画主幹、教育組織規則第12条第1項、<u>第16条の2第1項、第16条の3第1項</u>及び第18条に規定する教育委員会事務局副課長、教育組織規則第13条第1項に規定する教育委員会事務局副室長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長並びに議会事務局総務課副課長をいう。</p> <p><u>(7)～(20)</u> 略 （事務委任）</p> <p>第3条 部長、本庁等の各課の長及び<u>室長</u>並びにかいの長（県外にあるかいの長を除く。）は、支出事務関係一覧表（別表第1）のA欄に定める金額の範囲内における支出負担行為及びこれに伴う支出命令並びに同欄に定める金額の範囲内の物品の取得及び処分並びにこれらに伴う出納通知を行うものとする。ただし、部長が行う支出負担行為に伴う支出命令並びに物品の取得及び処分に伴う出納</p>	<p>事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。</p> <p>(5) <u>室長等</u> 組織規則第22条第2項に規定する政策総括監、<u>組織規則第22条第3項に規定する職及び組織規則第23条第2項に規定する職（前号に規定する者を除く。）並びに組織規則第19条第1項及び教育組織規則第5条第1項に規定する室（以下「室」という。）の長をいう。</u></p> <p>(6) <u>参事</u> 組織規則第23条第3項の規定する職並びに<u>教育組織規則第11条第1項に規定する教育委員会事務局教育企画監、教育組織規則第11条第1項、第15条の2第2項及び第18条に規定する教育委員会事務局の参事及び技術監</u></p> <p>(7) <u>本庁等の各課の副課長</u> 組織規則第24条第1項及び第2項並びに<u>第27条第1項</u>に規定する副課長、副センター長、副室長及び企画主幹、教育組織規則第12条第1項、<u>第15条の2第2項</u>及び第18条に規定する教育委員会事務局副課長、教育組織規則第13条第1項に規定する教育委員会事務局副室長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長並びに議会事務局総務課副課長をいう。</p> <p><u>(8)～(21)</u> 略 （事務委任）</p> <p>第3条 部長、本庁等の各課の長及び<u>室長等</u>並びにかいの長（県外にあるかいの長を除く。）は、支出事務関係一覧表（別表第1）のA欄に定める金額の範囲内における支出負担行為及びこれに伴う支出命令並びに同欄に定める金額の範囲内の物品の取得及び処分並びにこれらに伴う出納通知を行うものとする。ただし、部長が行う支出負担行為に伴う支出命令並びに物品の取得及び処分に伴う出</p>

改正前	改正後
<p>通知は、当該事務を所掌する本庁等の各課の長及び<u>室長</u>が行うものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 本庁等の各課の長及び<u>室長</u>並びにかいの長は、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>6 前各項に規定するものを除き、知事が行う支出負担行為に伴う支出命令並びに物品の取得及び処分に伴う出納通知は、当該事務を所掌する本庁等の各課の長又は<u>室長</u>が行う。</p> <p>7 第1項及び前2項の規定により<u>室長</u>が行うことができる事務は、<u>室長</u>が所属する課の本庁等の各課の長に配当された予算のうち、室の分掌事務（組織規則第19条第2項及び教育組織規則第5条第2項に規定する室の分掌事務をいう。）に関するものの範囲内とする。</p> <p>(事務の再委任)</p> <p>第3条の2 前条の規定により事務の委任を受けた者（県外にあるかいの長を除く。）は、その事務を集約化して行うことが事務の効率化に資すると認めるときは、支出負担行為及び第117条の規定により行う監督、検査又は確認の事務を他の部長、本庁等の各課の長、<u>室長</u>及びかいの長に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(専決等)</p> <p>第3条の3 本庁等の各課の副課長並びに県立学校の統括事務長及び事務長は、次に掲げる事務のうち課長、<u>室長</u>又はかいの長が定める事務に関するものに限り、その責任において常時決裁すること</p>	<p>納通知は、当該事務を所掌する本庁等の各課の長及び<u>室長等</u>が行うものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 本庁等の各課の長及び<u>室長等</u>並びにかいの長は、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>6 前各項に規定するものを除き、知事が行う支出負担行為に伴う支出命令並びに物品の取得及び処分に伴う出納通知は、当該事務を所掌する本庁等の各課の長又は<u>室長等</u>が行う。</p> <p>7 第1項及び前2項の規定により<u>室長等</u>が行うことができる事務は、<u>室長等</u>が所属する課の本庁等の各課の長に配当された予算のうち、室の分掌事務（組織規則第19条第2項及び教育組織規則第5条第2項に規定する室の分掌事務をいう。）に関するものの範囲内とする。</p> <p>(事務の再委任)</p> <p>第3条の2 前条の規定により事務の委任を受けた者（県外にあるかいの長を除く。）は、その事務を集約化して行うことが事務の効率化に資すると認めるときは、支出負担行為及び第117条の規定により行う監督、検査又は確認の事務を他の部長、本庁等の各課の長、<u>室長等</u>及びかいの長に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(専決等)</p> <p>第3条の3 <u>参事</u>及び本庁等の各課の副課長並びに県立学校の統括事務長及び事務長は、次に掲げる事務のうち課長、<u>室長等</u>又はかいの長が定める事務に関するものに限り、その責任において常時決</p>

改正前	改正後
<p>ができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 副課長並びに県立学校の統括事務長及び事務長は、前項の規定により常時決裁することができる事務のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるもの又は上司の意見を求めることが適当であると認められるものの処理に当たっては、上司に報告し、意見を求め、又はその指示を受けて処理する等の措置を講じ、事務の適正な処理に努めなければならない。</p> <p>(職務代行)</p> <p>第5条 部長、本庁等の各課の長、<u>室長</u>又はかいの長（以下この条において「部長等」という。）が不在のため部長等の職務を行使することができない場合において、他の規則その他の規程の規定により部長等の職務を代決することができる者は、第3条及び第100条に掲げる事務については、急施を要する場合に限りこれを代行することができる。この場合において、代行者は、事後速やかに、部長等にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(支出負担行為の変更又は取消し)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 前項に規定する支出負担行為の変更については、別に定めるところにより部長、本庁等の各課の長又は<u>室長</u>が専決することができる。</p> <p>(給与等の資金を前渡される者)</p> <p>第72条 職員等に支給する給与その他の給付、第70条第1項第19号に掲げる経費及び第70条第2項第3号の規定により緊急時の支払に備えて常時保有しておく経費の資金を前渡される者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p>	<p>裁することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 <u>参事及び副課長</u>並びに県立学校の統括事務長及び事務長は、前項の規定により常時決裁することができる事務のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるもの又は上司の意見を求めることが適当であると認められるものの処理に当たっては、上司に報告し、意見を求め、又はその指示を受けて処理する等の措置を講じ、事務の適正な処理に努めなければならない。</p> <p>(職務代行)</p> <p>第5条 部長、本庁等の各課の長、<u>室長等</u>又はかいの長（以下この条において「部長等」という。）が不在のため部長等の職務を行使することができない場合において、他の規則その他の規程の規定により部長等の職務を代決することができる者は、第3条及び第100条に掲げる事務については、急施を要する場合に限りこれを代行することができる。この場合において、代行者は、事後速やかに、部長等にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(支出負担行為の変更又は取消し)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 前項に規定する支出負担行為の変更については、別に定めるところにより部長、本庁等の各課の長又は<u>室長等</u>が専決することができる。</p> <p>(給与等の資金を前渡される者)</p> <p>第72条 職員等に支給する給与その他の給付、第70条第1項第19号に掲げる経費及び第70条第2項第3号の規定により緊急時の支払に備えて常時保有しておく経費の資金を前渡される者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 本庁等の各課 給与の支払事務を担当する係長</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略 (公示)</p> <p>第125条 知事は、<u>第2条第16号及び第17号</u>に規定する取引店及び緊急支払店を公示する場合には、当該取引店及び緊急支払店の位置並びに取引及び緊急支払を行う本庁等の各課及びかいについても併せて公示するものとする。 (取得の決定)</p> <p>第145条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 総務事務センター長は、前項の規定により支出負担行為をしたときは、支出負担行為通知書を、当該物品の購入を必要とする本庁等の各課の長、<u>室長又はかい</u>の長に送付しなければならない。 (受入れ)</p> <p>第146条 略</p> <p>2 前条第5項の規定による送付を受けた本庁等の各課の長、<u>室長又はかい</u>の長は、当該物品の検査をし、総務事務センター長に検査結果を報告しなければならない。</p> <p>3～5 略 (単価契約に係る物品の場合の特例)</p> <p>第146条の2 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1) 本庁等の各課 給与の支払事務を担当する係長 <u>(給与の支払事務を担当する係長を置かない課にあつては、上席の職員をもつて充てる。)</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略 (公示)</p> <p>第125条 知事は、<u>第2条第17号及び第18号</u>に規定する取引店及び緊急支払店を公示する場合には、当該取引店及び緊急支払店の位置並びに取引及び緊急支払を行う本庁等の各課及びかいについても併せて公示するものとする。 (取得の決定)</p> <p>第145条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 総務事務センター長は、前項の規定により支出負担行為をしたときは、支出負担行為通知書を、当該物品の購入を必要とする本庁等の各課の長、<u>室長等又はかい</u>の長に送付しなければならない。 (受入れ)</p> <p>第146条 略</p> <p>2 前条第5項の規定による送付を受けた本庁等の各課の長、<u>室長等又はかい</u>の長は、当該物品の検査をし、総務事務センター長に検査結果を報告しなければならない。</p> <p>3～5 略 (単価契約に係る物品の場合の特例)</p> <p>第146条の2 略</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
<p>3 総務事務センター長は、前項の規定により支出負担行為をしたときは、支出負担行為通知書を、当該物品の購入を必要とした本庁等の各課の長、<u>室長</u>又は<u>かい</u>の長に送付しなければならない。 (証拠書類の編さん)</p> <p>第194条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる証拠書類は会計管理者が、同項第2号に掲げる証拠書類は本庁等の各課の長、<u>室長</u>及び<u>かい</u>の長が編さんしなければならない。 (証拠書類の保管及び保存年限)</p> <p>第195条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、証拠書類は、本庁等の各課の長、<u>室長</u>及び<u>かい</u>の長が必要と認める期間保管するものとする。 (亡失・損傷届)</p> <p>第200条 本庁等の各課の長、<u>室長</u>又は<u>かい</u>の長は、法第243条の2の2第1項に規定する職員がその保管に係る現金、有価証券、保管物品又は占有動産若しくは使用物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに、亡失・損傷届を会計管理者を経由して、知事に送付しなければならない。</p>	<p>3 総務事務センター長は、前項の規定により支出負担行為をしたときは、支出負担行為通知書を、当該物品の購入を必要とした本庁等の各課の長、<u>室長等</u>又は<u>かい</u>の長に送付しなければならない。 (証拠書類の編さん)</p> <p>第194条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる証拠書類は会計管理者が、同項第2号に掲げる証拠書類は本庁等の各課の長、<u>室長等</u>及び<u>かい</u>の長が編さんしなければならない。 (証拠書類の保管及び保存年限)</p> <p>第195条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、証拠書類は、本庁等の各課の長、<u>室長等</u>及び<u>かい</u>の長が必要と認める期間保管するものとする。 (亡失・損傷届)</p> <p>第200条 本庁等の各課の長、<u>室長等</u>又は<u>かい</u>の長は、法第243条の2の2第1項に規定する職員がその保管に係る現金、有価証券、保管物品又は占有動産若しくは使用物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに、亡失・損傷届を会計管理者を経由して、知事に送付しなければならない。</p>

別表第1中「本庁等の各課の長又は室長」を「本庁等の各課の長又は室長等」に、「本庁等の各課の副課長」を「参事又は本庁等の各課の副課長」に改める。

別表第2中「かい（県税事務所においては、総務課長に限る。）」を「かい（県税事務所においては、総務課長（総務課長を置かない場合は、副所長）に限る。）」に改める。

(佐賀県特定調達契約規則の一部改正)

第5条 佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 収支等命令者 財務規則第2条第9号に規定する収支等命令者をいう。</p> <p>(6) 部局等 財務規則第2条第3号に規定する本庁等の各課、同条第5号に規定する室及び同条第7号に規定するかいをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 収支等命令者 財務規則第2条第10号に規定する収支等命令者をいう。</p> <p>(6) 部局等 財務規則第2条第3号に規定する本庁等の各課、同条第5号に規定する室及び同条第8号に規定するかいをいう。</p>

(佐賀県首都圏事務所管理規則の一部改正)

第6条 佐賀県首都圏事務所管理規則(昭和56年佐賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第3条 事務所に所長、<u>副所長及び課長</u>を置く。</p> <p><u>2</u> 前項に定める者のほか、事務所に技術監を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課長及び技術監は、上司の命を受けて事務所の事務の一部を掌理する。</p> <p>4 課長及び技術監のうち、所長が指名する者は、上司の命を受けて事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p>	<p>(職制)</p> <p>第3条 事務所に所長を置く。</p> <p><u>2 事務所に副所長、課長、調整主幹、副主幹及び主幹を置くことができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>に定める者のほか、事務所に技術監を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び技術監は、上司の命を受けて事務所の事務の一部を掌理する。</p> <p>4 課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び技術監のうち、所長が指名する者は、上司の命を受けて事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p>

(佐賀県消防学校管理規則の一部改正)

第7条 佐賀県消防学校管理規則（昭和53年佐賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 消防学校に校長及び副校長を、課に課長を置く。</p> <p>2 前項に定める者のほか、消防学校に課長を置くことができる。 (校長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 課長は、校長が専決することができる事務のうち、校長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 消防学校に校長を置く。</p> <p>2 <u>消防学校に副校長を、課に課長を置くことができる。</u></p> <p>3 前2項に定める者のほか、消防学校に課長を置くことができる。 (校長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>副校長及び課長</u>は、校長が専決することができる事務のうち、校長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県防災航空センター設置規則の一部改正)

第8条 佐賀県防災航空センター設置規則（令和2年佐賀県規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 センターに所長、<u>運航安全管理監及び副所長</u>を、防災航空隊に隊長及び副隊長を置く。</p> <p>2 センターに係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 係長は、上司の命を受けて、センターの分掌事務の一部を処理す</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 センターに所長及び<u>運航安全管理監</u>を、防災航空隊に隊長及び副隊長を置く。</p> <p>2 センターに<u>副所長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、上司の命を受けて、センタ</p>

改正前	改正後
<p>る。</p> <p>6 略 (職務の代行)</p> <p>第6条 所長が不在のときは、副所長が所長の職務(第3項に規定する事務を除く。)を、隊長が不在のときは、所長があらかじめ指名する副隊長が隊長の職務を代行する。</p> <p>2～4 略 (所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副所長及び係長は、所長が専決することができる事務(前項第10号に掲げる事項を除く。)のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>一の分掌事務の一部を処理する。</p> <p>6 略 (職務の代行)</p> <p>第6条 所長が不在のときは、<u>運航安全管理監</u>又は副所長が所長の職務(第3項に規定する事務を除く。)を、隊長が不在のときは、所長があらかじめ指名する副隊長が隊長の職務を代行する。</p> <p>2～4 略 (所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>運航安全管理監、副所長、調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、所長が専決することができる事務(前項第10号に掲げる事項を除く。)のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県自治修習所設置規則の一部改正)

第9条 佐賀県自治修習所設置規則(昭和54年佐賀県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第5条 修習所に所長及び副所長を、課に課長を置く。</p> <p><u>2</u> 課に係長を置くことができる。</p> <p><u>3・4</u> 略</p> <p><u>5</u> 前各項に定める者のほか、修習所に課長及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p>	<p>(職制)</p> <p>第5条 修習所に所長を置く。</p> <p><u>2</u> <u>修習所に副所長を置くことができる。</u></p> <p><u>3</u> 課に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> <p><u>4・5</u> 略</p> <p><u>6</u> 前各項に定める者のほか、修習所に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p>

改正前	改正後
<p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 <u>前条第5項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、修習所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。 (所長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 <u>前条第6項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、修習所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。 (所長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>副所長又は課長</u>は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(県税事務所管理規則の一部改正)

第10条 県税事務所管理規則(昭和40年佐賀県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第5条 県税事務所に所長、<u>課に課長</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 課に係長を置くことができる。</p> <p>4 前各項に定める者のほか、県税事務所に課長及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第5条 県税事務所に所長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 課に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>4 前各項に定める者のほか、県税事務所に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p>

改正前	改正後
<p>4 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5 略 (所長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>4 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び</u>係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5 略 (所長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>副所長、課長、調整主幹、副主幹、主幹及び</u>係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県佐賀空港事務所設置規則の一部改正)

第11条 佐賀県佐賀空港事務所設置規則（平成10年佐賀県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 事務所に所長<u>及び副所長を、</u>課に課長を置く。</p> <p><u>2</u> 課に係長を置くことができる。</p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>に定める者のほか、事務所に課長及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5 <u>前条第3項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 事務所に所長を置く。</p> <p><u>2</u> <u>事務所に副所長を置くことができる。</u></p> <p><u>3</u> 課に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び</u>係長を置くことができる。</p> <p><u>4</u> <u>前3項</u>に定める者のほか、事務所に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び</u>係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び</u>係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5 <u>前条第4項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受</p>

改正前	改正後
<p>けて、事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。 (所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副所長、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>けて、事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。 (所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副所長、課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県立博物館処務規則の一部改正)

第12条 佐賀県立博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第5条 課に課長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 課に係長を置くことができる。</p> <p>2 <u>係長</u>は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>第7条 前2条に定める者のほか、博物館に課長及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略 (専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 副館長、課長及び係長は、常勤館長等が専決することができる事務のうち、常勤館長等が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>第5条 課に課長を置く<u>ことができる</u>。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 課に<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により置かれた職にある者は</u>、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>第7条 前2条に定める者のほか、博物館に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略 (専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 副館長、課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、常勤館長等が専決することができる事務のうち、常勤館長等が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県立美術館処務規則の一部改正)

第13条 佐賀県立美術館処務規則（平成24年佐賀県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第5条 課に課長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 課に係長を置くことができる。</p> <p>2 <u>係長</u>は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>第7条 前2条に定める者のほか、美術館に課長及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 副館長、課長及び係長は、常勤館長等が専決することができる事務のうち、常勤館長等が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>第5条 課に課長を置く<u>ことができる</u>。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 課に<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により置かれた職にある者</u>は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>第7条 前2条に定める者のほか、美術館に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 副館長、課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、常勤館長等が専決することができる事務のうち、常勤館長等が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県立九州陶磁文化館処務規則の一部改正)

第14条 佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（平成24年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第5条 課に課長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 課に係長を置くことができる。</p> <p>2 <u>係長</u>は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p>	<p>第5条 課に課長を置く<u>ことができる</u>。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 課に<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により置かれた職にある者</u>は、上司の命を受けて、そ</p>

改正前	改正後
<p>第7条 前2条に定める者のほか、陶磁文化館に課長及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 副館長、課長及び係長は、常勤館長等が専決することができる事務のうち、常勤館長等が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>の課の事務の一部を処理する。</p> <p>第7条 前2条に定める者のほか、陶磁文化館に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 副館長、課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、常勤館長等が専決することができる事務のうち、常勤館長等が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県立名護屋城博物館処務規則の一部改正)

第15条 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第5条 課に課長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 課に係長を置くことができる。</p> <p>2 <u>係長</u>は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>第7条 前2条に定める者のほか、博物館に課長及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 副館長、課長及び係長は、常勤館長等が専決することができる事</p>	<p>第5条 課に課長を置く<u>ことができる</u>。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 課に<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により置かれた職にある者は</u>、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>第7条 前2条に定める者のほか、博物館に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 副館長、課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、常勤館長等</p>

改正前	改正後
務のうち、常勤館長等が定めるものを専決することができる。	が専決することができる事務のうち、常勤館長等が定めるものを専決することができる。
3 略	3 略

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則の一部改正)

第16条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成24年佐賀県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第5条 課に課長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 課に係長を置くことができる。</p> <p>2 <u>係長</u>は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>第7条 前2条に定める者のほか、歴史館に課長及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 副館長、課長及び係長は、常勤館長等が専決することができる事務のうち、常勤館長等が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>第5条 課に課長を置く<u>ことができる</u>。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 課に<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により置かれた職にある者</u>は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>第7条 前2条に定める者のほか、歴史館に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 副館長、課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、常勤館長等が専決することができる事務のうち、常勤館長等が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県立図書館処務規則の一部改正)

第17条 佐賀県立図書館処務規則（平成24年佐賀県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 図書館に館長及び副館長を置く。</p> <p><u>2・3</u> 略</p> <p>第5条 課に課長を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>第6条 課に係長を置くことができる。</p> <p>2 <u>係長</u>は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>第7条 前2条に定める者のほか、図書館に課長及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(館長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 副館長、課長及び係長は、館長が専決することができる事務のうち、館長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 図書館に館長を置く。</p> <p>2 <u>図書館に副館長を置くことができる。</u></p> <p><u>3・4</u> 略</p> <p>第5条 課に課長を置く<u>ことができる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第6条 課に<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により置かれた職にある者は</u>、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>第7条 前2条に定める者のほか、図書館に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(館長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 副館長、課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、館長が専決することができる事務のうち、館長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県環境センター管理規則の一部改正)

第18条 佐賀県環境センター管理規則(昭和49年佐賀県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 センターに所長及び副所長を、課に課長を置く。</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 センターに所長を置く。</p> <p>2 <u>センターに副所長を置くことができる。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>2</u> 課に係長を置くことができる。 (職務) 第5条 略 2・3 略 4 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p>	<p><u>3</u> 課に課長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。 (職務) 第5条 略 2・3 略 4 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p>

(佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部改正)

第19条 佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成18年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制) 第4条 保健福祉事務所に所長、<u>課に課長</u>を置く。 2・3 略 4 課に係長を置くことができる。 5～8 略 (職務) 第5条 略 2～5 略 6 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p>	<p>(職制) 第4条 保健福祉事務所に所長を置く。 2・3 略 4 課に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。 5～8 略 (職務) 第5条 略 2～5 略 6 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p>

(佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正)

第20条 佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和58年佐賀県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p>	<p>(職制)</p>

改正前	改正後
<p>第5条 福祉センターに所長及び副所長を置く。</p> <p><u>2</u> 課に課長を置く。</p> <p><u>3</u> 課に係長を置くことができる。</p> <p><u>4・5</u> 略 (職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、その課の分掌事務の一部を処理する。</p> <p>5 略</p> <p>6 前条第5項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、福祉センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p>	<p>第5条 福祉センターに所長を置く。</p> <p><u>2</u> 福祉センターに副所長を置くことができる。</p> <p><u>3</u> 課に課長を置くことができる。</p> <p><u>4</u> 課に調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</p> <p><u>5・6</u> 略 (職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 調整主幹、副主幹、主幹及び係長は、上司の命を受けて、その課の分掌事務の一部を処理する。</p> <p>5 略</p> <p>6 前条第6項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、福祉センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p>

(佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部改正)

第21条 佐賀県衛生薬業センター管理規則（平成13年佐賀県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課に課長を置く。</p> <p>4 課に係長を置くことができる。</p> <p>5 略 (職務)</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課に課長を置く<u>ことができる。</u></p> <p>4 課に調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</p> <p>5 略 (職務)</p>

改正前	改正後
<p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5 略</p>	<p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び</u>係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5 略</p>

(佐賀県療育支援センター管理規則の一部改正)

第22条 佐賀県療育支援センター管理規則（平成21年佐賀県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 課に課長を置く。</p> <p>6 課に係長を置くことができる。</p> <p>7 前各項に定める者のほか、センターに課長及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>6 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 課に課長を置く<u>ことができる</u>。</p> <p>6 課に<u>調整主幹、副主幹、主幹及び</u>係長を置くことができる。</p> <p>7 前各項に定める者のほか、センターに課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び</u>係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び</u>係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>6 略</p>

(佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部改正)

第23条 佐賀県立虹の松原学園組織規則（昭和32年佐賀県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(園長等)</p> <p>第2条 園に園長を、<u>課に課長を置く。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 課に寮長及び係長を置くことができる。</p> <p>4 前3項に定める者のほか、園に課長及び係長を置くことができる。</p>	<p>(園長等)</p> <p>第2条 園に園長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 課に<u>課長、調整主幹、副主幹、主幹、寮長及び係長を置くこと</u>ができる。</p> <p>4 前3項に定める者のほか、園に課長、調整主幹、副主幹、主幹、及び係長を置くことができる。</p>

(佐賀県精神保健福祉センター管理規則の一部改正)

第24条 佐賀県精神保健福祉センター管理規則(昭和58年佐賀県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第2条 センターに所長及び副所長を置く。</p> <p>2 センターに係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 係長は、上司の命を受けて、センターに関する事務の一部を処理する。</p>	<p>(職制)</p> <p>第2条 センターに所長を置く。</p> <p>2 センターに<u>副所長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くこと</u>ができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、上司の命を受けて、センターに関する事務の一部を処理する。</p>

(佐賀県食肉衛生検査所管理規則の一部改正)

第25条 佐賀県食肉衛生検査所管理規則(昭和56年佐賀県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p>	<p>(職制)</p>

改正前	改正後
<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課に課長を置く。</p> <p>4 課に係長を置くことができる。</p> <p>5 前各項に定める者のほか、検査所に課長及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5 略</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課に課長を置くことができる。</p> <p>4 課に<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> <p>5 前各項に定める者のほか、検査所に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5 略</p>

(佐賀県関西・中京事務所管理規則の一部改正)

第26条 佐賀県関西・中京事務所管理規則（昭和57年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第3条 事務所に所長、<u>副所長及び課長</u>を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課長は、上司の命を受けて事務所の事務の一部を掌理する。</p>	<p>(職制)</p> <p>第3条 事務所に所長を置く。</p> <p><u>2 事務所に副所長、調整主幹、副主幹、主幹及び課長を置くことができる。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び課長は、上司の命を受けて事務所の事務の一部を掌理する。</p>

改正前	改正後
<p>(所長の専決事)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(所長の専決事)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>副所長、調整主幹、副主幹、主幹及び課長</u>は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県工業技術センター管理規則の一部改正)

第27条 佐賀県工業技術センター管理規則（昭和37年佐賀県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第5条 センターに所長及び副所長、<u>課に課長、部に部長</u>を置く。</p> <p><u>2</u> 課に係長を置くことができる。</p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>に定める者のほか、センターに課長、部長及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5 <u>前条第3項</u>の規定より置かれた職にある者は、上司の命を受けて、センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(所長の専決事項)</p>	<p>(職制)</p> <p>第5条 センターに所長を置く。</p> <p><u>2</u> <u>センターに副所長を置くことができる。</u></p> <p><u>3</u> 課に<u>課長及び係長</u>を、部に部長を、課及び部に調整主幹、副主幹及び主幹を置くことができる。</p> <p><u>4</u> <u>前3項</u>に定める者のほか、センターに課長、部長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5 <u>前条第4項</u>の規定より置かれた職にある者は、上司の命を受けて、センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(所長の専決事項)</p>

改正前	改正後
<p>第7条 略</p> <p>2 課長、部長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 <u>副所長</u>、課長、部長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県立産業技術学院管理規則の一部改正)

第28条 佐賀県立産業技術学院管理規則(昭和35年佐賀県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課に課長を置く。</p> <p>4 略</p> <p>(学院長の専決事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 課長は、学院長が専決することができる事務のうち、学院長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課に課長を置く<u>ことができる</u>。</p> <p>4 略</p> <p>(学院長の専決事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>副</u>学院長及び課長は、学院長が専決することができる事務のうち、学院長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県農林事務所管理規則の一部改正)

第29条 佐賀県農林事務所管理規則(昭和40年佐賀県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第6条 事務所に所長<u>及び副所長</u>、センターにセンター長<u>及び副セ</u></p>	<p>(職制)</p> <p>第6条 事務所に所長、センターにセンター長を置く。</p>

改正前	改正後
<p><u>センター長、課に課長を置く。</u></p> <p>2 課に係長を置くことができる。</p> <p>3 <u>前2項</u>に定める者のほか、事務所及びセンターに課長及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>7 <u>前条第3項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、事務所又はセンターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 副所長、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(センター長の専決事項等)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 副センター長、課長及び係長は、センター長が専決することができる事務のうち、センター長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3・4 略</p>	<p><u>2 事務所に副所長、センターに副センター長を置くことができる。</u></p> <p><u>3 課に課長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</u></p> <p><u>4 前3項</u>に定める者のほか、事務所及びセンターに課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>7 <u>前条第4項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、事務所又はセンターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 副所長、課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(センター長の専決事項等)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 副センター長、課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、センター長が専決することができる事務のうち、センター長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3・4 略</p>

(佐賀県農業技術防除センター管理規則の一部改正)

第30条 佐賀県農業技術防除センター管理規則（平成11年佐賀県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部に部長を置く。</p> <p>4 病虫害防除部に係長を置くことができる。</p> <p>5 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、病虫害防除部の事務の一部を処理する。</p> <p>5 部長及び係長のうち所長が指名する者は、上司の命を受けて、農業技術防除センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 部長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部に部長を置くことができる。</p> <p>4 病虫害防除部に<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>5 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、上司の命を受けて、病虫害防除部の事務の一部を処理する。</p> <p>5 <u>部長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>のうち所長が指名する者は、上司の命を受けて、農業技術防除センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>副所長、部長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県上場営農センター管理規則の一部改正)

第31条 佐賀県上場営農センター管理規則（平成2年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 センターに所長及び副所長を、部に部長を置く。</p> <p>2 センター及び部に係長を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、センター及びその部の事務の一部を処理する。</p> <p>5 前条第3項の規定により置かれた部長及び同条第2項の規定により置かれた係長のうち所長が指名する者は、上司の命を受けて、センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 部長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 センターに所長を置く。</p> <p>2 <u>センターに副所長を、部に部長を、センター及び部に調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長は、</u>上司の命を受けて、センター及びその部の事務の一部を処理する。</p> <p>5 前条第3項の規定により置かれた部長<u>並びに</u>同条第2項の規定により置かれた<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長のうち</u>所長が指名する者は、上司の命を受けて、センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>副所長、部長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長は、</u>所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部改正)

第32条 佐賀県農業試験研究センター管理規則（昭和53年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第7条 センターに所長及び副所長を置く。</p> <p>2 本場の課に課長を、部に部長を、分場に分場長を置く。</p> <p>3 本場の課及び部に係長を置くことができる。</p> <p>4 分場に係長を置くことができる。</p> <p>5 前4項に定める者のほか、センターに課長及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、その本場の課及び部並びに分場の業務の一部を処理する。</p> <p>5 略</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 課長、部長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第7条 センターに所長を置く。</p> <p>2 本場の課に課長を、部に部長を、分場に分場長を置く<u>ことができる</u>。</p> <p>3 本場の課及び部に<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>4 分場に<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>5 前4項に定める者のほか、センターに課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、上司の命を受けて、その本場の課及び部並びに分場の業務の一部を処理する。</p> <p>5 略</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 <u>副所長、課長、部長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県農業大学校管理規則の一部改正)

第33条 佐賀県農業大学校管理規則(昭和59年佐賀県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第6条 大学校に校長、<u>副校長、教授及び准教授</u>を置く。</p> <p>2 部に部長を、研修部の課に課長を置く。</p> <p>3 研修部の課に係長を置く。</p> <p>4 <u>前2項</u>に定める者のほか、大学校に部長及び課長を置くことができる。</p> <p>5 略</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 <u>前条第4項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、大学校の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。 (校長の専決事項)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 部長及び課長は、校長が専決することができる事務のうち、校長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第6条 大学校に校長を置く。</p> <p>2 大学校に<u>副校長、教授、准教授、調整主幹、副主幹及び主幹</u>を置くことができる。</p> <p>3 部に部長を、研修部の課に課長を置くことができる。</p> <p>4 研修部の課に<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>5 <u>前3項</u>に定める者のほか、大学校に部長及び課長を置くことができる。</p> <p>6 略</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 <u>前条第5項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、大学校の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。 (校長の専決事項)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>副校長、部長及び課長</u>は、校長が専決することができる事務のうち、校長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県果樹試験場管理規則の一部改正)

第34条 佐賀県果樹試験場管理規則(昭和37年佐賀県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職務)</p> <p>第4条 試験場に場長、及び副場長を置く。</p> <p>2 試験場に係長を置くことができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 係長は、上司の命を受けて、試験場の業務の一部を処理する。</p> <p>6 略</p> <p>(場長の専決事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 係長は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(職務)</p> <p>第4条 試験場に場長を置く。</p> <p>2 試験場に副場長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 調整主幹、副主幹、主幹及び係長は、上司の命を受けて、試験場の業務の一部を処理する。</p> <p>6 略</p> <p>(場長の専決事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副場長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県茶業試験場管理規則の一部改正)

第35条 佐賀県茶業試験場管理規則（昭和53年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 試験場に場長及び副場長を置く。</p> <p>2 試験場に係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 試験場に場長を置く。</p> <p>2 試験場に副場長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
<p>3 係長は、上司の命を受けて、試験場の業務の一部を処理する。</p> <p>4 略 (場長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 係長は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>3 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、上司の命を受けて、試験場の業務の一部を処理する。</p> <p>4 略 (場長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>副場長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県畜産試験場管理規則の一部改正)

第36条 佐賀県畜産試験場管理規則（昭和53年佐賀県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第5条 試験場に場長<u>及び副場長</u>を置く。</p> <p><u>2</u> 課に課長を、部に部長を置く。</p> <p><u>3</u> 部に係長を置くことができる。</p> <p><u>4</u> <u>前3項</u>に定める者のほか、試験場に課長、部長及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、その部の業務の一部を処理する。</p>	<p>(職制)</p> <p>第5条 試験場に場長を置く。</p> <p><u>2</u> <u>試験場に副場長を置くことができる。</u></p> <p><u>3</u> 課に課長を、部に部長を置く<u>ことができる。</u></p> <p><u>4</u> 部に<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p><u>5</u> <u>前4項</u>に定める者のほか、試験場に課長、部長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、上司の命を受けて、その部の業務の一部を処理する。</p>

改正前	改正後
<p>5 <u>前条第4項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、試験場の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。 (場長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 課長、部長及び係長は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>5 <u>前条第5項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、試験場の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。 (場長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>副場長</u>、課長、部長、<u>調整主幹</u>、<u>副主幹</u>、<u>主幹</u>及び係長は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部改正)

第37条 佐賀県家畜保健衛生所管理規則(昭和40年佐賀県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 家畜保健衛生所に所長、<u>課に課長</u>を置く。</p> <p>2 課に係長を置くことができる。</p> <p>3 前2項に定める者のほか、家畜保健衛生所に課長及び係長を置くことができる。</p> <p>4 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5 略</p> <p>(所長の専決事項)</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 家畜保健衛生所に所長を置く。</p> <p>2 課に<u>課長</u>、<u>調整主幹</u>、<u>副主幹</u>、<u>主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> <p>3 前2項に定める者のほか、家畜保健衛生所に課長、<u>調整主幹</u>、<u>副主幹</u>、<u>主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> <p>4 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>調整主幹</u>、<u>副主幹</u>、<u>主幹</u>及び係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5 略</p> <p>(所長の専決事項)</p>

改正前	改正後
<p>第7条 略</p> <p>2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 <u>副所長、課長、調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県水産振興センター管理規則の一部改正)

第38条 佐賀県水産振興センター管理規則(昭和48年佐賀県規則第68号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 水産振興センターに所長<u>及び副所長</u>を置く。</p> <p><u>2</u> 課に課長を置く。</p> <p><u>3</u> 水産振興センターに係長を置くことができる。</p> <p><u>4</u> <u>前3項</u>に定める者のほか、水産振興センターに課長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、所長の命を受けて、水産振興センターの事務の一部を処理する。</p> <p>5 <u>前条第4項</u>の規定により置かれた課長及び<u>同条第3項</u>の規定により置かれた係長のうち所長が指名する者は、上司の命を受けて、水産振興センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 水産振興センターに所長を置く。</p> <p><u>2</u> <u>水産振興センターに副所長を置くことができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>課に課長を置くことができる。</u></p> <p><u>4</u> 水産振興センターに<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p><u>5</u> <u>前4項</u>に定める者のほか、水産振興センターに課長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、所長の命を受けて、水産振興センターの事務の一部を処理する。</p> <p>5 <u>前条第5項</u>の規定により置かれた課長及び<u>同条第4項</u>の規定により置かれた<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>のうち所長が指名する者は、上司の命を受けて、水産振興センターの企画調整及び経営</p>

改正前	改正後
<p>する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>副所長、課長、調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県高等水産講習所管理規則の一部改正)

第39条 佐賀県高等水産講習所管理規則(昭和55年佐賀県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第2条 講習所に所長、<u>副所長及び教務主任</u>を置く。</p> <p><u>2~4</u> 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第2条 講習所に所長を置く。</p> <p><u>2</u> 講習所に副所長及び教務主任を置くことができる。</p> <p><u>3~5</u> 略</p>

(佐賀県ダム管理事務所管理規則の一部改正)

第40条 佐賀県ダム管理事務所管理規則(昭和44年佐賀県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第6条 事務所に所長及び<u>副所長、課に課長</u>を置く。</p> <p><u>2</u> 課に係長を置くことができる。</p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>に定める者のほか、事務所に課長及び係長を置くことができる。</p>	<p>(職制)</p> <p>第6条 事務所に所長を置く。</p> <p><u>2</u> 事務所に副所長を置くことができる。</p> <p><u>3</u> 課に課長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</p> <p><u>4</u> <u>前3項</u>に定める者のほか、事務所に課長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</p>

改正前	改正後
<p>(職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、その課の業務の一部を処理する。</p> <p>5 <u>前条第3項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。 (所長の専決事項)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、上司の命を受けて、その課の業務の一部を処理する。</p> <p>5 <u>前条第4項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。 (所長の専決事項)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>副所長、課長、調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定中第11条第4号オの改正規定は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から施行する。